

魚沼民商だより

2021年
4月 19日

第2247号

946-0032
発行 新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

国の一時支援金＆新潟県事業継続支援金を申請し自らの活路を切り拓いていきましょう！

昨春の緊急事態宣言から一年が経ちます。自・公政権は自肅自肅とブレークを掛けながら、「GO TO」とふかしてきました。そういうこうしている間にまたもやコロナ感染者が激増しているなか聖火リレーを開始させ、「GO TO」再開へと企て、医療・福祉解体と消費税増税の狙いがあからさまに現しています。

いま民商では、「国の一時支援金＆新潟県事業継続支援金」申請セミナーを開き苦悩する仲間に励まし合いながら相談活動を展開しています。こうした自営業者の集まりを開いているのは民商しかありません。みなさんの周りに民商の集まりに誘いましょう。

民商の集まりに参加した仲間たちは、早速「支援金」申請を行いドンドン広がっています。またその反面、依然として「登録確認機関が見つからない」との声が多く寄せられています。先般、塩沢の中澤副会長は塩沢信組の石打支店長に会い、あらためて「魚沼民商の会員であると名乗った方は、与信取引が無くても積極的に応援して欲しい」と伝え、同支店長から快く承諾していました。みなさん、4月5日付けの全国商工新聞を思いきり活用し、自らの活路を切り拓いていきましょう。また壁にぶち当たつたら近くの役員に相談しましょう。

さて国の一時支援金で大問題になつているのは、とくに冬をメイソンにしている旅行関連事業者のみなさん（白色申告）です。一般的な給付額の計算だけでなく、季節性収入特例の給付額の計算も大半の方々が支援金が給付されない計算となっています。いま県連・全商連を通じて、日本共産党国會議議員の笠井亮衆院議員、岩渕友参院議員の秘書団にまでその問題点が届き改善に向けて奮闘中です。

早速、会外の業者にも伝え、要求実現のために民商の仲間を増やしましょう。是非ご紹介してください。

今月は20日に湯沢支部（2会場）で、21日に大和支部で、22日に六日町支部・中手原班にて支援金申請セミナーの2巡目が計画されています。



六日町支部の申請セミナーの様子です。参加者のみなさん、真剣に申請書類を見つめています。（於・華福）

納税相談「換価の猶予」申請をお勧め致します！

4月5日、民商事務所にて納税相談「換価の猶予」申請セミナーを開き3人が集いました。

参加者から、「所得税と消費税と合わせて支払いが50万円以上となつた。何とか10回に分けて払いたい」（建設業）、「今月、お客様からの入金がなければとてもじゃないが消費税が払えない。その対策の為にセミナーに参加した」（小売・サービス業）等参加者は切実な思いで参加していました。この日、申請書類2枚の書き方を説明しながら、後は営業と業界等の情報交換が行われました。

先般、この申請経験者である上村さん（飲食店）から、「小千谷税務署に（同申請について）連絡したら、いま税務署はコロナ対策の為にまず申請書を郵送し、その後に電話対応で申請許可等を判断するみたいだ」との情報をいただきました。

みなさん、一度に払えない税金はこの制度を活用しましょう。そしてみなさんの周りにこうした方がいましたら民商の話と併せながら伝え広げましょう。

事務所の来所の際には、事前にご連絡ください
会費は十五日集金を宜しくお願ひ致します

いま、午前・午後問わず、事務所不在の時間が増えてます。ご迷惑をおかけすることに大変申し訳御座いません。
ご相談等で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいますよう宜しくお願い致します。